

2026 年 9 月 2 9 日

一般社団法人 全国放送派遣協会

「番組制作サポート（アシスタントディレクター）調査（令和 9 年度）」の
算出方法について

令和 8 年 9 月 1 日付けで厚生労働省に申請いたしました『番組制作サポート（アシスタントディレクター）調査（令和 9 年度）』の算出方法について、厚生労働省より 9 月 2 9 日付けで承認が得られましたので、結果をご報告いたします。

記

1、調査名 「番組制作サポート（アシスタントディレクター）」調査

2、計算方法 1,157 円（※ 1）× 1.0568（※ 2） = 1,223 円

・全国基準値（0 年）：1,223 円（1,222.7176 円の小数点以下切り上げ/
賞与含む）

※ 1 「番組制作サポート（アシスタントディレクター）」調査（令和 7 年
9 月 11 日承認）

※ 2 局長通達「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・
賞与等の額（時給換算）」のうち「01803 プロデューサー、演出家」の
令和 5 年度、令和 6 年度及び令和 7 年度の数値の伸び率を幾何平均した
値。

・令和 5 年度 1,216 円

・令和 6 年度 1,274 円（前年度から +4.77%）

・令和 7 年度 1,358 円（前年度から +6.59%）

幾何平均 1.0568（※ 2）

3、賃金結果

・全国基準値（0 年）：1,223 円（賞与含む）

・全国基準値（0 年）を元にした、各年の賃金単価（小数点以下切り上げ）

年数	賃金	年数	賃金
0 年	1,223 円	5 年	1,666 円
1 年	1,438 円	10 年	1,710 円
2 年	1,533 円	20 年	2,219 円
3 年	1,590 円	-	-

注 1）各年の賃金額は、全国基準値（0 年）に賃金構造基本統計調査から算出した能力・
経験調整指数を乗じて作成

0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
100	117.5	125.3	130.0	136.2	139.8	181.4

4、本独自統計調査を活用する場合の対応

下記について必ずご対応ください。

※1 算出方法の誤り等により協定対象派遣労働者の賃金が一般賃金水準を満たさない場合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律 88 号)違反となり、都道府県労働局からの指導対象となりますので、必ず下記内容についてご一読いただき、内容にご不明点等がある場合は、お近くの都道府県労働局にお尋ねください。

① 一般基本給・賞与等の全国基準値の独自統計調査であるため、「地域指数」、「通勤手当」及び「退職金」は、令和 8 年 8 月 28 日付け職発 0828 第 5 号「令和 9 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「局長通達」という。）に基づき、別途対応が必要となりますので、ご留意ください。

特に地域指数については、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」の所在地を含む地域毎に指数が異なりますので、ご留意下さい。

(例) 東京都 0 年目の場合の一般賃金水準

$$1,223 \text{ 円 (独自統計全国基準値 (0 年))} \times 1.103 \text{ (東京都の地域指数)} \\ = 1,349 \text{ 円 (小数点以下切り上げ)}$$

(さらに退職金 5%を上乗せ(合算)する場合)

$$1,349 \text{ 円} \times 1.05 \text{ (局長通達で示されている割合)} = 1,417 \text{ 円 (小数点以下切り上げ)}$$

② 独自統計調査を活用する場合は、地域別最低賃金にご留意ください。

上記 3 の各年の賃金額に地域指数を乗じた結果、地域別最低賃金を下回る場合には、当該地域別最低賃金を全国基準値(0 年)の額とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じた額が一般賃金水準となりますので、ご留意ください。

・「全国基準値(0 年)」の額が最低賃金を下回る場合の対応については、局長通達の P6 に記載されていますので、ご参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001743623.pdf>

・地域別最低賃金の全国一覧(10 月から改訂)

[地域別最低賃金の全国一覧 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

※2 最低賃金との比較は一般基本給・賞与等の額で行うため、退職金を上乗せ（合算）している場合には、退職金を上乗せ（合算）する前の額で最低賃金との比較を行う必要があります。

③ 独自統計調査を活用する場合は、労使協定を締結する日の前日までに、厚生労働省へ報告が必要となりますので、ご留意下さい。

※3 本調査は新規調査となりますので、過去に厚生労働省に報告をしている場合であっても、改めて報告する必要があります。

【対応方法】

1、報告書類の作成をする。

・厚生労働省 派遣労働者の同一労働同一賃金について

[派遣労働者の同一労働同一賃金について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

※上記、厚生労働省のホームページの「労使協定方式～独自統計調査について～」に掲載されている「（様式2）独自統計調査の活用について（報告）」にて報告書を作成してください。同ホームページに掲載されている記入例を参考に正しく記入してください。

●共通の必要事項

◎調査名：「番組制作サポート（アシスタントディレクター）」調査

◎調査実施団体等：一般社団法人 全国放送派遣協会

2、厚生労働省ホームページに記載の以下報告先へメールにてご報告をお願いいたします。

報告先： 職業安定局需給調整事業課派遣待遇改善係

[\(dokuji-toukei@mhlw.go.jp\)](mailto:dokuji-toukei@mhlw.go.jp)

3、独自統計調査を活用する場合は、その理由を各社の労使協定に記載する必要がありますので、必ずご対応をお願いいたします。

上記、厚生労働省ホームページの「労使協定方式～賃金比較ツール、各種イメージ・様式集等～」の「労使協定等のイメージ」のP3に記載されていますので、ご参考にしてください。[001743743.pdf](#)

4、職業安定業務統計を用いた一般賃金は令和7年度から新分類を使用しますので、協定締結の際はご留意願います。[001743452.pdf](#)

以上